

熊本市ボランティア活動保険

「解説」

令和8年度

問 1 ボランティア活動保険で対象となるボランティア活動団体とはどういう団体ですか？

答 この保険の対象となるボランティア活動団体とは、次の要件を備えた団体です。

(1) 組織要件

- ① 代表者等が明らかな団体であること。
- ② 規約等でボランティア活動を行うことを明らかにしている団体であること。
- ③ 年間のボランティア活動の計画が明らかな団体であること。
- ④ 指導者及び活動者が明らかな団体であること。

(2) 活動要件

- ① 無報酬で行う活動であること（ただし、実費弁償程度の場合も含む。）。
- ② 繼続的、計画的な活動であること。
- ③ 公益性のある奉仕活動であること。
- ④ 政治、宗教及び営利を目的とした活動でないこと。

(3) 所在要件

- ① 団体の事務所、活動拠点が市内にある団体であること。

※ この確認のために事故発生時に次の書類を提出していただきます。

- ・規約等
- ・前年度活動実績報告書・今年度の活動計画書等（任意の様式）

問 2 繼続的、計画的な公益性のある活動とは？

答 ① 繼続的な活動とは？

- ・数年にわたり行われている活動で、活動実績報告書等でその活動内容が確認できるものです。
- ・年1回しか行わない活動でも、数年サイクルで行っている活動であれば、継続的な活動とみなします。
- ・これから行おうとする活動については、活動の趣旨及び活動の計画が計画書等できちんと把握できれば継続的な活動としてみなします。

② 計画的な活動とは？

- ・活動内容が計画書等で明確に把握できる活動です。
このようなことから、思いたって、休日に近所の子どもを遊園地へ連れていいく、隣の子どもを預かるなどの隣人愛的行為や、駅の階段で高齢者の手を引くなどの親切な行為は、ここでいう公益性のある活動には入りません。

③ 公益性のある活動とは？

- ・別表1に掲げる活動をいいます。

問3 どの団体にも所属していない個人はこの保険の対象にはならないのですか？

答 この保険の対象は、ボランティア活動を行うボランティア活動団体ですので、いずれかの団体に所属するか、同じ目的をもった人達と団体をつくるかの方法をとることが必要です。ただし、団体に所属していなくても、ボランティア活動団体の呼びかけ等により、一時的・臨時的に名簿登録しボランティア活動に参加する人は保険の対象になります。

問4 ボランティア活動保険の内容はどのようなものですか？

答 本保険の内容は、損害賠償責任保険と傷害保険の2種類です。
損害賠償責任保険については、加入者が活動中に、他の活動者や第三者にケガを負わせたり、他の活動者や第三者の物を壊したりして（即ち、加入者が加害者となる訳です。）民法上の賠償責任を負った場合に適用されます。
また、傷害保険は、加入者自身が活動中の事故により死亡したり、ケガをして医師の治療を受けた場合に適用されます。

問5 ボランティア活動団体が、市主催の春の一斎清掃などにおいて、ボランティア活動を行った場合は、この保険は適用されますか？

答 市が主体（市主催事業又は共催事業）となりボランティアの方を募集し、かつ市の管理下で行うボランティア活動は、この保険の対象ではありません。
しかし、問5のように、ボランティア活動団体（ボランティア活動を行うため、市民により自発的に構成された団体）が、自主的に市の主催事業又は共催事業においてボランティア活動として参加される場合のボランティア活動については、この保険の対象となります。

問6 保険料の負担は、どのようになりますか？

答 保険料は、全額熊本市が負担します。

問7 「実費弁償」の範囲について

答 ボランティア活動とは本来の職業を離れて無報酬で行う社会奉仕活動で、継続的、計画的活動です。よって対価を得るのはボランティア活動とはいえない。

そこで問題となるのが、「実費弁償」の範囲です。本保険の対象と考えている「実費弁償」の範囲は、ボランティア活動を行うことに伴って支出する費用（例えば交通費、昼食代など）及び謝礼程度（3,000円程度以下）のものを言っています。

問8 ボランティア活動団体が、市外で行うボランティア活動についても、この保険の対象になりますか？

答 この保険の対象活動は、市内で行う熊本市民のために行うボランティア活動

ですが、熊本市外で行うボランティア活動でも間接的に熊本市民のためになるものであればこの保険の対象となります。例えば、市外への研修や熊本市民を含む多くの人々を対象とした熊本市周辺地域での活動、観光ボランティアが市外で行う講話等、その団体の会則等に記載されている目的、活動に沿った内容であって、間接的に熊本市民のためになると判断される活動であれば、市外での活動も対象となります。

なお、熊本市域外の団体が市内で行ったボランティア活動については、当保険の対象としません。

問 9 「ボランティア活動中」の事故という場合の範囲とは？

答 ボランティア活動団体が、無報酬（実費弁償程度の場合を含む。）で行う地域社会活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年育成活動、その他社会貢献活動の継続的、計画的な公益性のある活動で、概ね別表1に定める活動（政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。）とします。

ボランティア活動の直接的な企画、連絡会議もその活動とみなします。

また、補償は、集合地に集合した時から解散地で解散するまでの間並びに自宅から集合地まで及び解散地から自宅までの合理的経路のその往復途上も活動中とみなします。その他、国内の事故に限り、宿泊活動も活動中の事故とします。

問 10 他の保険・共済等との重複についての保険額の支払いは？

答

- ・傷害保険については併給されます。
- ・損害賠償責任保険については、お互いの限度額を足した額が限度額となりますが、実際の損害額しか補償されないため、100万円の事故に対してそれぞれ100万円が支払われることにはならず、例えば2つの保険で50万円ずつ支払われるようなかたちになります。

問 11 台風や大雨の時に自治会役員が町内見回りなどの防災活動を行う場合もありますが、このような場合も本保険の対象となりますか？

答 台風や大雨は、賠償責任保険や傷害保険で免責となっている自然現象の中に含まないので対象となります。

地震・噴火・津波に起因する傷害事故と地震・噴火・津波の自然現象に起因する賠償責任事故は免責となります。

ただし、賠償責任保険で支払の対象となるのは、他の事故と同じように法律上の賠償責任が生じた時に限ります。

なお、災害後、復旧のためのボランティア活動中に発生した事故については、補償対象とします。

問 12 保険金請求の時効は？

答 保険法（第95条）の規定により、賠償責任保険の場合は、示談の成立もしくは裁判所の判決損害額が確定した時点より3年です。

また、傷害保険の場合は、完治若しくは事故の日より180日経過した時点

より3年で保険金請求は時効です。

ただし、いずれの場合にも事故日より30日以内に保険会社への事故通知が行われていることが必要です。

問13 自動車の運行に起因する事故は対象となりますか？

答 賠償責任保険では対象になりませんが、傷害保険は支払われます。

※ 自動車とは道路運送車両法第2条第2項にいう自動車及び同条第3項にいう原動機付自転車で、自動車保険の対象になるものです。

例)

- (1) 子供会のキャンプで、引率者（指導者）が運転するマイクロバスで、現地へ向かう途中、ガードレールに衝突し、引率者（指導者）と子どもが負傷した場合、引率者（指導者）に対して傷害保険の適用はありますが、事故が自動車の運行に起因するため引率者（指導者）に対して賠償責任保険の適用はありません。これは、この保険では自動車事故の際の賠償責任については、免責になっているからです。よって、車を使用して活動を行う場合には、その車に自動車保険の対人、対物又は搭乗者保険がつけてあるか事前に調べる必要があります。また、子どもについては、活動者に該当しないので傷害保険の適用はありません。
- (2) 自治会で側溝清掃を行っているときに、会員が運行中の自動車にはねられた場合。
活動者の事故であるため、傷害保険の対象となります。

問 1 「法律上の賠償責任」とはどういうことですか？

答 「法律上の賠償責任」には、大別して違法な行為、つまり不法行為によるものと、契約の違反、つまり債務不履行によるものがあります。これらはいずれも民法にその基本となる原則的な規定があります。

この保険では、偶然な事故によって他人の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生することが要件です。主な条文は、民法415条(債務不履行)、709条(不法行為の要件と効果)、715条(使用者の責任)、716条(注文者の責任)717条(土地の工作物・所有者の責任)、718条(動物の占有者の責任)など。つまり、損害賠償責任の発生要因について述べているもので、裁判によって解決されないと支払われないという意味ではありません。

問 2 スポーツの試合・練習中の事故に賠償責任はありますか？

答 スポーツの事故には独特的の不可避的要素があり、又スポーツ自体にもそれ一一定のルールと多少の危険が潜んでおり、スポーツをする者もそのことを認識したうえで行うのが一般的です。このことを「危険の同意」といいます。プレーヤー同士の事故においては指導者等の責任追及、つまり不法行為の責任を問うということではありません。ただ、法によって禁止されている競技、法律や秩序の違反、あるいは指導者等の怠慢によって発生した事故の場合はこの限りではありません。又、同じスポーツ事故といっても、例えば野球の練習中に指導者が打ったボールが、球場外へ飛び出し、付近の民家のガラスを割ったような場合には、当然、被害者に対して賠償責任があります。

問 3 当事者間だけの示談でも支払いの対象になりますか？

答 示談でも支払いの対象となります。たとえ賠償責任があるとしてもむやみに高額の賠償金を払った場合は、客観的に妥当性のある金額しか保険会社からは支払われません。当事者間で示談をする前に修理明細などをご準備の上、市へご連絡ください。保険会社から適用範囲などのアドバイスがある場合、ご連絡します。なお、市がその賠償責任を当事者に代わって負うものではないため、示談は、当事者間で行っていただきます。

問 4 ボランティア活動中にボランティア活動団体の活動者が別の活動者の所有物を破損させてしまった場合は、この保険は適用になりますか？

答 令和7年度より、団体内（活動者間）の損害賠償事故についても対象となりました。活動者Aが草刈機で石を跳ね、活動者Bが所有する車を傷つけてしまった場合、当保険の対象となります。ただし、保険の加入者はボランティア活動団体の為、団体の共有物については損害賠償責任保険の対象となりません。なお、同じ団体の他の活動者にケガ等をさせてしまった場合も、損害賠償責任保険の対象となります。傷害保険との併給はできませんので、損害賠償責任保険または傷害事故いずれかで申請することとなります。

問5 賠償責任保険における「財産的損害」とは？

答 身体賠償の場合は被害者の遺失利益、入院費、治療費、休業補償費、慰謝料等で被害当時の年齢、健康状態、職業、家庭環境、その他諸般の事業を考慮し、事故がなかったならば働くことができたであろう期間や収入などについて、可能な限り蓋然性の高い数字を求めるべきとされています。

財物賠償の場合はいわゆる修理費ですが、修理不可能な場合は、その交換価額（滅失当時の交換価額）が通常損害額となります。

問6 保管物賠償と管理財物担保について

答 保管とは、被保険者が当事者間の契約によって他人の物品を一定期間自己の占有・使用又は管理の状態におくことをいいます。

主なものは次のような財物が対象となります。

ア 寄託物 被保険者が他人のために滅失、き損を防止することを目的として保持する他人の財物

イ 貸借物 被保険者が有償にて使用をなしたのち返還することを約して他人より借りている財物

ウ 使用貸借上の目的物 無償にて使用をなしたあと返還することを約して他人より借りている財物

保管物賠償の特約は、上記の財物について正当な権利を有するものに対する法律上の賠償責任を肩代わりするものです。

又、「管理」とは一般的には処分行為の反対の意味で用いられることばで、保存行為、利用行為、改良行為など非常に広い意味をもっています。

賠償責任保険普通傷害保険約款には「被保険者が所有もしくは管理する財物の滅失・き損もしくは汚損について、その財物の正当な権利を有するものに対して賠償責任を負うことによりこうむる損害については、この保険では補償されない」という条項があります。これは一般的に「管理責任免責」あるいは「管理財物担保」の特約をつけることによって、ボランティア活動に伴って管理する他人の財物については上記条文の「管理」とみなさないことになります。

実務上「管理財物」に該当するかどうかは

- ①物の引渡しがあるかどうか
- ②その物に対して現実かつ具体的な支配があると客観的にみなしうる状況にあるか
- ③両者にとって借り手側が管理しているという認識があるか、あるいは常識的にみて、認識をもつべきかどうか

以上の3つの基準に照らして判断します。

問7 参加者がボランティアグループの作った昼食等を食べたことにより、細菌性またはウイルス性食中毒を発症したときは、賠償保険の対象になりますか。

答 参加者が細菌性またはウイルス性食中毒を発症したときは賠償保険の対象になります。しかし、ボランティアグループのスタッフ（活動者）が食中毒を発症したときの傷害保険については対象外です。

問 1 保険で対象となる「傷害」について

答 保険で対象となるのは、急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害をいいます。

(1) 「急激性」について

基本的には、傷害が疾病のような自然の原因から発生するものと区別する意味において用いられるもので、原因又は結果の発生を避けない程度に急迫した状態をいいます。

従って、例えば、職業病、靴ずれ、しもやけ、野球肘などは以上のような意味から、対象となりません。

(2) 「偶然性」について

基本的には、傷害を引き起こした原因に偶然性が求められるわけですが、さらには、自然の原因の自然の結果とされる疾病と対置する意味において用いられるもので、原因の発生が被保険者自身にとって予知できない状態をいいます。

従って、例えば、心臓発作、脳溢血等の内臓疾患などは自然の原因の自然の結果として位置づけられ、偶然性を欠くことになります。

(3) 「外来性」について

通常「外来」という用語は「内在」に対する言葉として用いられるものであり、傷害保険においては、身体傷害の発生が身体に内在するものでなく、外部にあることをいいます。

従って、例えば、同じ腰痛症でも、重い物を持ち上げるために、腰を痛めた場合は、対象になりますが、長年のストレスの蓄積により腰痛になった場合は対象となりません。

また、細菌性またはウイルス性食中毒についても、傷害保険の対象とはなりません。

平成26年度からは熱中症については傷害保険の対象にできるようになりました。

(4) 「傷害」について

「ケガ」という概念がほぼ相当しますが、「ケガ」よりも少し広い意味を持ち、次のような場合も考えられます。

いわゆる「ケガ」を伴わない死亡事故も、急激かつ偶然な外来の事故に起因するものであれば対象になります。

例えば、中毒症状の場合・・・

- ・煙、ガス等の有毒物質の一時吸引・吸収による窒息死
- ・水を飲み呼吸不能に陥り、溺死した。

但し、同じ中毒症状であっても

- ・慢性アルコール中毒
- ・継続的に吸引・吸収又は摂取した結果の中毒症状のような場合は、対象なりません。

問2 心臓マヒ・心臓発作は傷害保険の対象となりますか？

答 ある行為の結果、心臓マヒ・心臓発作を起こすことは、客観的にみれば、偶然なものであるかもしれません、原因から結果への経過をたどれば、疾病そのものの発症過程をたどっているにすぎず、不可避的結果の事故であり得ないので、この意味で対象となりません。

ただし、冷たい海水の中に転落し、冷水のショックで急性心不全をおこしたような場合は、不可避的結果による事故として、対象となります。

問3 入院・通院保険金支払い方法について

答 入院保険金について

入院し、医師の治療を受けている状態にある期間に対して、事故の日から180日を限度として、入院した日数1日につき日額3,000円が支払われます。

・通院保険金について原則として、180日の枠内において、90日を限度に実通院期間日数1日につき、日額2,000円が支払われますが、平常の生活・業務に支障の無い程度になおったときは、それ以降の通院に対しては、支払いの対象になりません。なお、入院・通院ともに、1日目から保険金は支払われます。また、入院・通院を合算して事故発生の日から180日が限度となります。

問4 傷害保険でいう「他覚症状」について

答 約款上、「他覚症状」のないムチウチ症又は腰痛は、免責となっていますが、これは自分がムチウチ症又は腰痛で、首・腰が痛いと訴えることにより、不正に保険金を請求したり、また、あいまいな請求となり得る恐れがあるのこののような不正又はあいまいな請求を排除する意味で、免責としています。

ただし、ムチウチ症又は腰痛であっても、外来的要因による事故の発生と客観的に証明できる医師の診断書等が提出されれば、支払いの対象となります。

また、経年性（老人性）、職業性のものは、たとえ他覚症状があっても対象とはなりません。

（注）◎他覚症状（所見）とは、レントゲン、脳波、心電図等の検査結果、あるいは医師が客観的に把握できる理学的所見に異常があるものをいいます。

◎他覚症状がある場合は、反射、筋力、知覚テスト等の検査結果を診断書に具体的に明記してくださるよう、ご担当の医師にご依頼ください。

問5 ケガが原因で病気になった場合も保険の対象となりますか？

答 ケガと直接、因果関係がある病気（例えば、破傷風、敗血症などの創傷伝染病）の場合にはその病気について、ケガそのものと同様に保険の対象となります。ケガの治療中にケガの治療と因果関係のない病気にかかった場合、例えば、骨折の治療中に肺炎となった場合には、その病気のためのみの治療期間については、この保険の対象となりません。

問 6 いったん、治療したケガが再発しました。この場合も保険の対象となりますか？

答 当該事故と因果関係がありと医師が証明するものについては、この保険の対象となります。ただし、対象となる期間は、事故の日から 180 日以内です。

問 7 傷害保険金の請求は完治後でなければ、できませんか？

答 保険金は、入院及び通院日数を基礎に算定いたしますので、日数が確定する完治後に請求してください。

問 8 傷害保険請求の際に添付する医師の診断書は、保険会社所定の用紙を使用しなければなりませんか？

答 保険金請求が 5 万円以下で、通院期間が 1 ヶ月以内の場合は、通院治癒状況申告書に、本人が必要事項を記入し、本人記入の同意書を添付して診断書に代えることができます。それ以外の場合は、実通院日数など保険金を確定する際に必要な事項を知るため、保険会社所定の診断書を使用してください。なお、診断書は、傷害の程度を立証するためのもので、その費用は、本人負担となります。

問 9 先生、生徒のクラブ活動としてのボランティア活動や、学校授業中のボランティア活動は対象になりますか。

答 学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動は対象となります。学校管理下においては、国の制度である「災害共済給付」制度があります。

問 10 学校の授業に近くのお年寄りが参加し、町の昔話などをすることになりました。ボランティア活動保険の対象になりますか。

答 学校外の人が行う授業のお手伝いなどのボランティア活動は対象となります。

問 11 チェーンソーを使用する森林ボランティア活動は対象となりますか。

答 チェーンソーを使用しての活動は保険の対象なりません。

問 12 清掃活動で草刈の際、刈払機を使用したいと思いますが保険の対象になりますか。

答 刈払機を使用しての活動は、保険の対象になります。
ただし、事故の内容によっては、対象にならない損害賠償事故もありますので、刈払機を使用する際はネットを張って予防するなどの工夫をしましょう。
毎年、刈払機で石を跳ね、車などの窓ガラスを割る事故が多発しています。

問 13 名簿の提出は必要ですか。

答 事故の状況等によって、名簿の提出を求める場合がありますので、その場合は会員の名簿、又は当日の活動者名簿（役割分担表）を提出してください。

問 14 電動のこぎりを使用するボランティア活動は対象となりますか。

答 電動のこぎり等の電動工具については、使う人の自らの意思で電源を切り作動を直ちに停止することが可能なものについては、保険の対象としますが、止めることが困難なものは対象外となります。



保険の対象となる活動と対象者

ボランティア活動などの公益性のある活動が対象になります。

対象となるボランティア活動	
(1) 地域社会活動	清掃活動、資源回収、リサイクル活動 防災活動、防犯活動、交通安全活動 保健衛生活動、自治会、子ども会、 校区自治協議会等地域団体の運営
(2) 社会福祉活動	社会福祉施設等への援護活動 高齢者・障害者等への援護活動
(3) 社会教育活動	スポーツ活動、文化活動 ※活動の参加者は対象となりません。
(4) 青少年育成活動	青少年育成団体の指導育成活動 非行防止パトロール
(5) その他 社会奉仕活動	その他、市長が特に必要と認める活動

※ボランティア活動には各種活動の事前会議、宿泊を伴うものも含みます。



保険の対象にならない代表的な例

- スポーツ、レクリエーション、祭り等の参加者の事故
例：スポーツ大会での指導者（監督・審判等）、レクリエーションの講師の事故や祭りの運営をする活動者の事故は対象になりますが、参加者の事故は対象なりません。
- 指導者等の故意による事故
- 戦争、社会的騒じょう等による事故
- 地震、噴火、津波等の自然災害による事故
- 細菌性またはウイルス性食中毒で団体のスタッフ（活動者）が発症したとき（ただし、参加者に対する損害賠償責任保険は対象です。）
- 指導者等の無資格運転や酒気帯び運転等による事故
- 他覚症状のないむち打ち症や腰痛
- 職務遂行中や職業に従事しているときの事故
- 学校管理下の事故
- 会員の親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動時の事故
- 政治、宗教若しくは営利を目的とするもの
- 日本国外で行われるボランティア活動
- 山岳救助、海難救助など危険な場所でのボランティア活動
 - * 高所作業・・・高さが建物3階以上についてのボランティア活動
 - * 野焼き、山焼き
- 自動車、又は原動機付自転車を運転している間に生じた損害賠償事故
- 団体の共有物の破損や、会員間で貸し借りした物の破損
- 熊本市に対する損害賠償事故（熊本市が保険契約を行っており、第三者に該当しないため。）
- 危険な機器等を用いるボランティア活動
 - * チェーンソー、電動のこぎり（自らの意思で止める事が困難なもの。）による伐採作業等（小型の電動カッター等での剪定作業は保険の対象となります。）
 - * 重機（ただし、小型のショベルカー、トラクターについては、傷害保険が対象となります。）

- * 銃器を使用する害獣駆除
- その他危険を伴う活動（高さに関係なく危険性を伴う高所等での活動については、保険の対象とならない場合があります。）